

令和5年度 共同生活援助 指摘事項一覧

9事業所中

	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	勤務体制の確保	勤務シフト表が作成されておらず、従業員の勤務体制が明確でなく、出退勤の記録が残されていませんでした。従業員の勤務体制を明確にし、出退勤の記録を残す等従業員の勤務体制を適切に管理してください。	都条例第155号第197条第1項、 障発第1206001号第十五の3(8)①	1
		雇用契約書等がなく、従業者が事業所と雇用関係にあることが確認できない事例がありました。従業者と雇用契約書を取り交わすなど、適切な勤務体制を確保してください。	都条例第155号第197条第3項、 障発第1206001号第十五の3(8)②	2
		ハラスメントに関する必要な措置が講じられていませんでした。ハラスメントに関する指針の整備や相談窓口の設置等必要な措置を講じてください。	都条例第155号第197条第6項、 障発第1206001号第十五の3(8)④	2
2	秘密保持等	一部の従業者について、秘密保持等に係る必要な措置が講じられていませんでした。在職中及び退職後も利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、誓約書等を交わすなどの措置を講じてください。	都条例第155号第199条で準用する第36条第1項及び第2項、 障発第1206001号第十五の3(12)で準用する第三の3(27)①及び②	7
		他の指定居宅介護事業者等に対し、利用者又はその利用者の家族に関する情報を提供しているにもかかわらず、文書により当該利用者の家族の同意を得ていませんでした。サービス担当者会議等において、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るようにしてください。	都条例第155号第199条で準用する第36条第3項、 障発第1206001号第十五の3(12)で準用する第三の3(27)③	6
3	事故報告	事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。発生した事故の報告が行われていませんでした。東京都における事故報告の取扱要領を再度確認し、報告対象となる事故が発生した際には漏れのないように報告してください。	都条例第155号第199条で準用する第40条第1項、 障発第1206001号第十五の3(12)で準用する第三の3(30)	1
4	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	支援法第51条の2第1項及び第2項第1号、 支援法施行規則第34条の27第1項第1号及び第34条の28第1項	1
5	金銭管理	法人又は事業所としての預り金等の管理規程を定めていませんでした。法人又は事業所としての預り金等の管理規程を定め、適切に管理を行ってください。	東京都障害者グループホーム運営の指針第	2
6	領収証	利用者負担額等を支払った支給決定障害者に対し、領収証を交付していませんでした。については、利用者負担額等の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者に対し交付してください。	都条例第155号第197条の5第4項 障発第1206001号第十五の3(3)①	1
7	法定代理受領通知	支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知していませんでした。法定代理受領により指定共同生活援助に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知してください。	都条例第155号第199条で準用する第27条第1項、 障発第1206001号第十五の3(12)で準用する第三の3(13)①	1

令和5年度 共同生活援助 指摘事項一覧

9事業所中

	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
8	虐待防止	虐待の発生及び再発を防止するための措置のうち、委員会が開催されておらず、研修が実施されていませんでした。必要な措置を講じてください。	都条例第155号第199条で準用する第40条の2、 障発第1206001号第十五の3(12)で準用する第三の3(31)①及び③	1
9	身体的拘束等の禁止	身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければなりません、一部措置が不足している事例がありました。適切に講じるようにしてください。	都条例第155号第199条で準用する第35条の2第3項、都条例規則第175号第4条の3第1項、 障発第1206001号第十五の3(12)で準用する第三の3(26)②、③及び④	2
10	アセスメント	アセスメントが作成されていない事例、適切な時期に行われていない事例及び、サービス担当者会議等を実施しておらず、利用者又はその家族への説明及び文書による同意を得ていない事例がありました。アセスメント、共同生活援助計画の作成、サービスの提供、モニタリング、計画の見直しなど、支援プロセスの流れを示し、適切な時期に適切な方法によりアセスメントに基づき共同生活援助計画の原案を作成すること、サービス担当者会議等を実施すること並びに利用者又はその家族への説明及び文書による同意を得ることを実施してください。	都条例第155号第199条により準用する第54条第2項、第4項及び第5項、 障発第1206001号第十五の3(12)により準用する第四の3(7)①及び②	3
11	医療連携体制加算	当該加算を算定するより前に入居した利用者に対して、重度化した場合の対応に係る指針の内容を説明しておらず、同意を得ていませんでした。当該本件加算を算定するより前に入居した利用者に対して、重度化した場合の対応に係る指針の内容を説明し、同意を得てください。	厚労告第523号別表第15の7の注7、 障発第1031001号第二の3(8)㉓	1
12	モニタリング	モニタリング並びに共同生活援助計画の見直し及び変更が行われていませんでした。また初回の共同生活援助計画を作成した以降、当該計画の見直し及び変更が行われていない事例がありました。サービス管理責任者は、適切にモニタリングを行い、共同生活援助計画の見直し及び変更を行ってください。また、上記、事例については、早急に適切な支援プロセスを経て、共同生活援助計画を作成してください。	都条例第155号第199条で準用する第54条第7項、 障発第1206001号第十五の3(12)で準用する第四の3(7)②	1
13	身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合、身体拘束廃止未実施減算が適用されることから、改善が認められた月までの間、介護給付費等については、利用者全員について減算して請求してください。	厚告第523号別表第15の1注8、 障発第1031001号第二の1(12)	2
14	夜間支援等体制加算	夜勤を行う夜間支援従事者を配置している記録がなく、また、夜間利用者に対して支援を行っている記録もありませんでした。夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定するために必要な事項を再度確認し、サービスを提供したことを適切に記録するなどの必要な措置を講じてください。	厚告第523号別表第15の1の5の注1、 障発第1031001号第二の3(8)⑧	1
15	日中支援体制加算	就労施設に出勤しているにもかかわらずその日に当該加算を算定している事例及び、出勤予定ではない日に当該加算を算定している事例がありました。適切な算定となるよう、介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第523号別表第15の1の8の注2、 障発第1031001号第二の3(8)㉒	1